

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する役員報酬及び賞与から所得税，住民税，社会保険料を控除した残額にして，頭書金額に満つるまで。

上記により弁済しないうちに債務者が退職したときは，役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額にして，頭書金額に満つるまで。